

5 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

水源水質の確保

様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導している。

簡易専用水道の管理指導

ビル等に設置されている「貯水槽水道」については従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導をしており、「簡易専用水道」については立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導している。（県所管に限る。）

小規模水道の監視

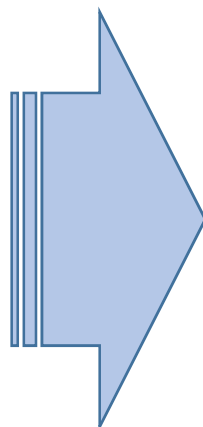
水道法の適用を受けない小規模水道については利用者の健康を保護するため、昭和47年12月制定の「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら適正な管理について指導をしている。（県所管に限る。）

6 飲用井戸等の衛生対策

化学物質等による地下水汚染の拡大



一般飲用井戸等の汚染や小規模受水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的な問題に



青森県飲用井戸等衛生対策要領

水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導している。（市所管を除く。）